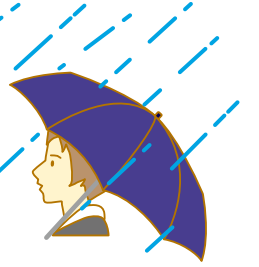




# 河川の氾濫や洪水に警戒を!



これから雨の多い季節を迎えます。集中豪雨など大雨による河川氾濫、洪水などの水害が発生しやすい時期です。

市では、災害発生の際の危険が高まった場合、避難情報などを発信し、ご自身や家族の身を守るための行動を呼びかけます。

「百年に一度の災害は明日かもしれない」という気持ちで、確実に避難行動が取れるよう備えましょう。

問合せ先 危機管理課 ☎072-433-7392

## 自助 危険な場所の確認を

- 確実な避難行動のためにも、まず、自宅や普段生活する場所に、どのような災害の危険があるのかを確認しましょう。
- 貝塚市のホームページでは、土砂災害・洪水ハザードマップを掲載しています。津田川・近木川・見出川に関する大雨による洪水リスクや、大阪府が指定している土砂災害警戒区域・特別警戒区域などが確認できます。



ハザードマップ

## 自助 大雨や台風が近づいたら 気象情報、河川の情報に注意

- 水害の発生前に避難行動をとるためには、雨量などの気象情報や近くを流れる河川の水位情報を把握することが重要です。
- 浸水後の避難は危険です。早めに避難しましょう。
- 浸水が始まっている場合や激しい降雨で移動するのが危険な場合などは、自宅の2階以上の部屋(垂直避難)に移動するなど被害を避ける行動に努めましょう。



水位情報

## 自助 マイ・タイムライン検討ツール ~逃げキッド~

小中学生向けのマイ・タイムライン検討ツール(逃げキッド)をホームページで公開しています。水害に備えてマイタイムラインを作成してみませんか。



ホームページ

## 自助 避難場所・避難経路は事前に確認

- 安全な避難をするために、避難場所・避難経路は事前に確認しておきましょう。
- 安全な場所にいる場合は、避難の必要はありません。
- 災害の危険が少ない知人・親せき宅への避難も検討しましょう。
- 家族が離れている時の連絡方法を決めておきましょう。



## 自助 防災情報の入手方法

- ◆ 防災情報メール  
大雨・洪水警報、地震情報や災害発生時の避難情報などの防災情報を携帯電話にメール配信します。  
**登録方法** 「touroku@osaka-bousai.net」または右記二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。
- ◆ 貝塚市のSNSなどで防災情報を配信しています。
- ◆ 貝塚市公式LINE 防災情報メニューから、市の避難所やハザードマップ、おおさか防災ネット、キキクル(気象庁)などを見ることができます。
- ◆ 大阪防災アプリ 大阪府下の各市町村の防災情報を確認することができます。



登録方法



市公式LINE



大阪防災アプリ



## 5月は宅地防災月間です

宅地災害を未然に防止するため、次のような点に注意し、必要であれば早急に適切な処置をお願いします。

- ① 石垣・擁壁などに亀裂などは入っていないか、割れ目から地下水がしみ出していないか。
- ② 石垣・擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか。
- ③ 地盤は沈下していないか。
- ④ 排水のための溝に泥などがつまっていないか。

問合せ先 大阪府建築指導室審査指導課 ☎06-6210-9722  
市まちづくり課 ☎072-433-7211

## 5月22日(水)午前11時頃 全国瞬時警報システムによる 全国一斉情報伝達訓練を行います

今回の訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)と市内に設置している防災行政無線を連動し放送することで、正常に作動しているかを確認するものです。

**放送内容** チャイム→「これはJアラートのテストです」×3回→「こちらは防災貝塚市です」→チャイム

問合せ先 危機管理課 ☎072-433-7392

## 共助

避難行動要支援者 支援制度が始まります

この制度は、災害時に避難の支援が必要な方の名簿や個別避難計画をあらかじめ作成し、地域のかたと共有することで、いざという時に地域で支えあうための取り組みです。(必ず避難支援がなされることを保証するものではありません)

名簿には支援が必要かたの住所や氏名などが記載され、日頃の声かけや災害時の安否確認に活用されます。また、災害時に円滑かつ迅速な避難を行うため、個別避難計画には避難場所や避難支援をする人などを記載します。

**対象** ① 要介護認定結果が2級以上のかた  
② 身体障害者手帳1級または2級を所持するかた(心

臓、じん臓機能障害のみで該当するかたは除く)  
③ 療育手帳Aを所持するかた  
④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持するかた  
⑤ その他、自ら避難することが困難で特に支援を必要とするかた

※施設に入所または長期入院中のかたは除きます。

対象のかたには4月下旬に案内を送りました。案内が届かないかたでも、避難時に支援が必要かたはご連絡ください。

※災害時地域たすけあい制度は終了し、本制度へ移行しました。

問合せ先 福祉総務課 ☎072-703030

